

水環境いばらき

〔 社団法人 茨城県水質保全協会 会報 〕

平成21年4月1日

第8号

MIZUKANKYOU IBARAKI



写真／桜川土手沿いの桜並木と菜の花（土浦市）

- 21年度浄化槽技術管理者講習会茨城で開催
- 嘱託採水業務についてのお知らせ
- 平成21年度浄化槽関係国予算の概要
- 茨城県建築基準条例及び霞ヶ浦水質保全条例の改正
平成21年4月1日より施行
- 法定検査受検率向上のための指導実施
- 高度処理型登録浄化槽一覧



浄化槽管理士認定講習会開催

平成20年8月25日（月）～9月6日（土）の13日間、水戸市内において、浄化槽管理士認定講習が開催されました。受講者79名のうち、71名の方が合格（合格率90%）されました。

おめでとうございます。

今後のご活躍を期待いたします。



地球温暖化防止推進フェア出展

平成20年11月8日（土）・9日（日）の2日間、土浦市の霞ヶ浦総合公園において、第23回国民文化祭・いばらき2008に併せて地球温暖化防止推進フェアが開催されました。

当協会は、浄化槽のしおりや生活排水に関するチラシを配布したり、クイズや紙芝居等を実施し、家庭で出来る水を汚さない為の工夫を来場者に啓発いたしました。

設備業六団体「新春の集い」開催

平成21年1月26日（月）水戸市内において、設備業六団体合同の「新春の集い」が開催されました。茨城県知事、県議会議員、各関係団体の代表者等、来賓を含め約200名が出席しました。

水質保全協会伊沢理事長が代表として挨拶し、来賓からは橋本昌県知事、関宗長県議らより祝辞を頂き、盛大に新年の幕開けを祝しました。



平成21年度 浄化槽技術管理者講習会 茨城会場開催

浄化槽技術管理者講習会を茨城で下記のとおり開催いたします。

- 講習期間 平成21年8月5日（水）～7日（金）3日間
- 開催場所 水戸市民会館
- 受講料金 49,000円
- 受付期間 平成21年6月29日（月）～7月6日（月）
- 受講資格 浄化槽管理士であること。
- 定員 100名（先着順）

※詳細については、当協会総務課までお問合せ下さい。

嘱託採水業務についてのお知らせ

1 嘱託採水員講習会開催

嘱託採水員委嘱要領第4の2項に基づき、平成21年2月17日（火）に当協会事務所にて前年度3回目の講習会を開催し、新たに計24名の嘱託採水員が誕生いたしました。

今年度も新規嘱託採水員講習会を6月、10月、2月と開催する予定ですので、受講をご希望の方は当協会までご連絡下さい。

※嘱託採水委嘱要領第4の2登録の有効期間は三年間とし、引き続き登録を受けようとする者は講習会を受けなければならない。

2 請求書の変更について

この度、請求書の様式の変更を行いました。それに伴い、今までは請求書をコピーして使用していただいていたが、3月採水予定分の検査票や実績報告書とともに送付することになりました。請求書が入っていない場合は当協会までご連絡下さい。

また、以前使用していた請求書については破棄して下さいますよう宜しくお願いいたします。

3 採水委託料の支払いについて

新11条検査の採水につきましては、採水業務を開始するに当たり業務委託契約を締結し実施しているところですが、実績の報告及び採水手数料の請求につきまして契約通りに行われていない方が多く見受けられます。

つきましては、下記のとおり改めて契約内容を確認し、今後の事務を円滑に行えるようにしたいと思っておりますので、ご協力お願い致します。

〈実績の報告及び請求書の提出について〉

実施月分の採水手数料を受け取るには、翌月の15日までに実績報告書と請求書を提出することになっています。

また、その提出後、検査検体として採用できないものがあつた場合は個別に調整の上、実績報告書及び請求書の修正をお願いすることがありますので、その際はご了承願います。

〈委託料の支払いについて〉

契約書によると、採水手数料の支払は実績報告に基づく請求書の提出により、翌々月15日までにを行うこととなっています。

従って今後は、規定通り、**実績報告書及び請求書の提出の無いものについてはお支払い出来ません**ので、ご注意願います。

※委託契約書抜粋

(実績の報告) ※甲；(社)茨城県水質保全協会 乙；浄化槽保守点検業者

第4条 乙は、当月分の委託業務の**実績報告を翌月15日までに**、甲に報告するものとする。(委託料の支払い)

第6条 乙は、当月分の**実績報告に基づく業務手数料請求書を翌月15日までに**甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の**請求に基づき、翌々月15日までに**乙の指定する金融口座に振り込むものとする。

平成21年度浄化槽推進関係国予算(案)の概要

1 健全な水環境に資する浄化槽の整備促進

14,344百万円

汚水処理施設の効率的・効果的な整備を図るとともに、循環型社会の形成を推進するため健全な水環境に資する浄化槽整備の一層の促進に必要な予算を計上。

○循環型社会形成推進交付金

14,344百万円

・市町村の自主性と創意工夫を活かしながら浄化槽の整備を推進するための予算。

浄化槽整備事業の内訳

【単位：百万円】

	平成20年度 予算額	平成21年度 予算額(案)	対前年度比 %
循環型社会形成推進交付金	(13,637) 13,040	(14,906) 14,344	(109.3) 110.0

注1：上段()は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額。

※ 上記の他、内閣府に地域再生基盤強化交付金(汚水処理設備交付金)を計上

総額144,608百万円の内数

・地域再生計画に基づいて、環境省、農林水産省、国土交通省所管の汚水処理施設の整備を効率的に行うための、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な予算。

2 国の支援措置の充実・強化のための助成制度の見直し

○浄化槽整備区域促進特例モデル事業実施

全国の先駆的な事例となりうる事業を選定し、モデル事業としてその取組を支援する。

実施期間・平成21年度から3年間 助成率・1/2

事業内容 ①浄化槽集中整備事業 ②高度処理型浄化槽集中整備事業 ③単独処理浄化槽集中転換事業
④防災拠点浄化槽集中整備事業 ⑤低炭素社会対応型浄化槽集中整備事業

○単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進

①対象単独処理浄化槽の拡大

・撤去費用の助成対象となる単独処理浄化槽の使用年数の制限を20年から30年に拡大
・旧構造基準の単独処理浄化槽については使用年数の制限を撤廃

②対象地域の拡大

単独処理浄化槽の撤去費用の助成対象地域を水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域等から浄化槽整備区域に拡大

○計画策定調査費の拡充

①用途に浄化槽整備台帳の整備を追加

②汚水処理施設整備を浄化槽整備事業のみで実施している市町村に対して、「事業費の3.5%」から「直接必要な額」に拡充

3 浄化槽整備のための支援強化

73百万円

○浄化槽整備推進事業の推進

52百万円

地方公共団体の首長や地方議会議員等を対象に環境保全効果や経済性に優れた浄化槽の特徴、自治体財政の改善に貢献した優良事例、維持管理の先進事例など今後ますます需要となる費用対効果の高い汚水処理施策の政策判断に必要な情報提供や意見交換を行うとともに、浄化槽フォーラムをはじめとするNPOとの連携事業の実施を通じて、浄化槽整備をより効率的に推進する。

○し尿処理システム国際普及推進事業費

21百万円

国連ミレニアム開発目標に掲げられた、衛生的なトイレを使用できない26億人の人口を半減させるという国際的な衛生問題の解決のために、水の安全保障研究会において示された我が国の貢献として、浄化槽やし尿処理施設などの日本のし尿処理システムの国際普及を図る。

霞ヶ浦流域内に浄化槽を設置する際の注意事項について

茨城県建築基準条例の改正により、平成21年4月1日から霞ヶ浦流域内に新築、増改築等に伴って浄化槽を設置する場合は、窒素又はりんを除去する性能を有する高度処理型浄化槽とすることが建築確認の際の審査要件となりました。

これにより従来の通常型浄化槽の設置に対しては、建築基準法に基づく確認済証が交付されなくなります。

また、虚偽等不正の手段で通常型浄化槽を設置した場合は、茨城県霞ヶ浦水質保全条例による高度処理型浄化槽への変更命令（罰則あり）の対象となります。

つきましては、両条例施行後の建築物（浄化槽）の施工に当たり、十分ご留意いただきますとともに建築主への適正な情報提供について、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、ご不明な点につきましては、下記へお問い合わせくださいますよう、併せてお願いいたします。

条例の改正内容

【茨城県建築基準条例】

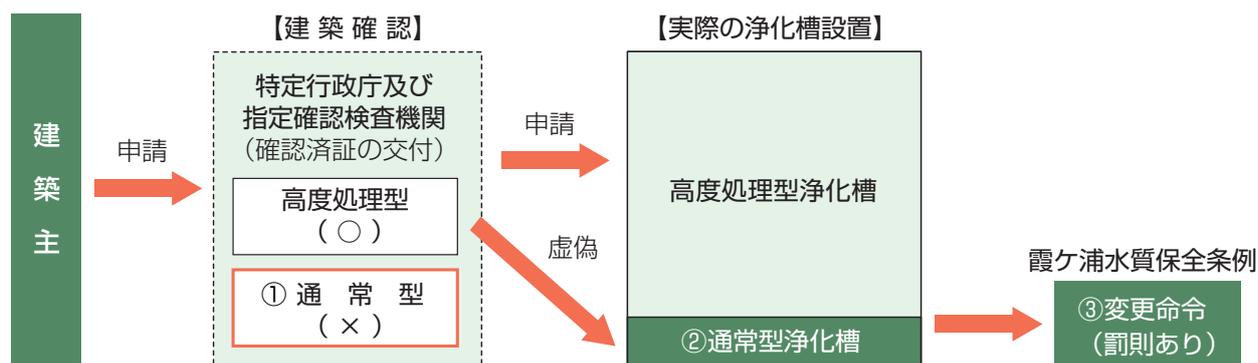
- ・霞ヶ浦流域内において生活排水を公共用水域へ排出する者が、し尿浄化槽を設置するときは、高度処理型浄化槽を設置しなければならない。

【茨城県霞ヶ浦水質保全条例】

- ・霞ヶ浦流域内において、通常型浄化槽を設置した者には、期限を定めて当該浄化槽に替えて高度処理型浄化槽を設置することを命ずる。
- ・当該命令に違反した者には、50万円以下の罰金を科す。

〈施行日〉平成21年4月1日 ※施行日以降に建築物の工事に着手するものが対象となります。

条例改正後のフロー図



①通常型浄化槽の設置に対しては、建築基準法に基づく建築確認済証が交付されません。

②高度処理型浄化槽として申請を行い、建築確認済証の交付を受けながら、実際には通常型浄化槽を設置するといった不正行為を行った場合 ↓

③霞ヶ浦水質保全条例に基づき、高度処理型浄化槽に変更するよう命令を行います。

(当該命令に従わない場合は、50万円以下の罰金の対象となります。)

※浄化槽設置届により設置する場合についても、不正行為により通常型浄化槽を設置したときは、変更命令の対象となります。

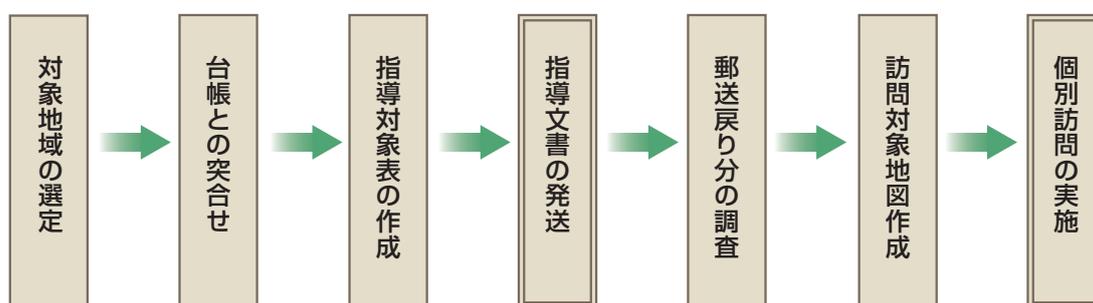
お問い合わせ先

茨城県生活環境部環境対策課 電話：029-301-2968(直通)
茨城県土木部都市局建築指導課 電話：029-301-4727(直通)

20年度浄化槽法定検査受検率向上のための指導について

19年度から、県総合事務所環境保全課が中心となり、県から県・市町・協会支部の連名で法定検査受検の指導文書を浄化槽管理者に送付、その後、県・市町・協会支部の3者により個別訪問による受検指導を実施していますが、20年度は、指導対象地域を拡大し実施しました。

具体的な方法としては、まず、①県が受検指導地域を選定し、②市町で浄化槽台帳との突き合わせを行い、③県で指導対象一覧を作成、④県から指導文書を発送、⑤県で郵送戻り分の調査を実施、⑥県で個別指導対象一覧及び地図を作成、⑦県・市町・協会支部の3者で個別訪問という手順で実施しました。（一部は個別訪問のみ、文書指導のみとしました。）



その結果、20年度は、指導対象2,061戸のうち、21年2月末現在で354件、率として17.2%から新規の申込みがあったところです。実施時期が年度末となっているところについては、今後も申込みがあると思われ、申込み率はさらに上がるものと思われれます。

実施にあたった行政関係者はもとより、協力いただいた支部会員の皆様にお礼申し上げます。

1 19年度の受検指導結果

対象地区		竜ヶ崎市の一部 (若柴、南中島)	竜ヶ崎市の一部 (川原代)	石岡市の一部	19年度計	
文書 指導	実施日	—	H19.6.18~20	H20.1.末	1,047戸	1,166戸
	戸数①	—	<u>292戸</u>	<u>755戸</u>		
個別 訪問	実施日	H20.6.26	—	H20.2.20~22	285戸	
	戸数②	<u>119戸</u>	—	166戸		
検査申込件数 ③ (申込率)		20件 (③/②=16.8%)	27件 (③/①=9.2%)	158件 (③/①=20.9%)	205件 (17.5%)	
備 考	対 象	・大字若柴町、 南中島町	・大字川原代町	・山王川流域		
	方 法	・県、市、竜ヶ崎 支部の3者での 個別訪問	・県、市、竜ヶ崎 支部の3者連名 による文書指導	・文書指導の後、地 区を選定（柏原町、 鹿の子、谷向町、 若松）、県、市、石岡 支部の3者での個 別訪問		

2 20年度の受検指導結果

[H20.2. 未までの集計分]

対象地区		石岡市の一部 (高浜)	石岡市の一部 (東田中)	河内町の全域	つくば市の一部
文書 指導	実施日	H20.6.10	－	H20.7.1	H20.12.4
	戸数①	<u>171戸</u>	－	<u>571件</u>	<u>367戸</u>
個別 訪問	実施日	H20.9.24～26	左記と同じ	H20.9.17～19	H21.1.27～29
	戸数②	<u>137戸</u>	<u>84戸</u>	<u>216戸</u>	<u>284戸</u>
検査申込件数 ③ (申込率)		30件 (③/①=17.5%)	7件 (③/②=8.3%)	111件 (③/①=19.4%)	116件 (③/①=31.6%)
備 考	対 象	・山王川流域の大字高浜	・山王川流域の大字東田中	・町内全域のうち、下水道等を除く	・大字下河原崎、作谷、寺具、上菅間、赤塚、洞下、鍋沼新田、飯田、明石
	方 法	・文書指導の後、県、市、石岡支部の3者での個別訪問	・県、市、石岡支部の3者での個別訪問	・文書指導の後、県、町、竜ヶ崎支部の3者での個別訪問	・回覧版で周知後地区を選定、文書指導後、県、市、つくば支部の3者での個別訪問

対象地区		筑西市の一部	かすみがうら市の一部	鉾田市の一部	20年度計	
文書 指導	実施日	H21.1.14	H21.1.30	H21.1.29	1,977戸	<u>2,061戸</u>
	戸数①	<u>168戸</u>	<u>515戸</u>	<u>185件</u>		
個別 訪問	実施日	H21.1.27～29	H21.2.24～26	－	1,161戸	
	戸数②	<u>168戸</u>	<u>272戸</u>	－		
検査申込件数 ③ (申込率)		8件 (③/①=4.7%)	71件 (③/①=13.8%)	11件 (③/①=5.9%)	354件 (17.2%)	
備 考	対 象	・旧協和町の桑山地区	・一の瀬川流域の汚濁負荷(アンモニア)の高い地区	・鉾田川流域の合併のみ		
	方 法	・文書指導の後、県、市、下館支部の3者での個別訪問	・文書指導の後、県、市、土浦支部の3者での個別訪問	・県、市役所、鉾田支部の3者連名による文書指導		

支部活動

ひたちなか支部

支部長 望月福男

当支部では、平成20年12月5日から6日にかけて、年間行事の一つとして農業集落排水処理施設の見学研修会を実施しました。

12月5日午後1時、会員12名が参加して、バスで宮城県松島に向けてひたちなか市を出発しました。途中あいにく雨模様でしたが、車中はアルコールも手伝い和気あいあいと盛り上がり午後5時松島のホテルに到着しました。

午後6時から、忘年会を兼ねてお座敷船による松島湾観光遊覧と懇親会を実施しました。車中に引き続きここでも更に懇親を深め合うことができました。

さて、6日が今回行事のメインとなる農業集落排水処理施設の見学会です。仙台市内に本社があり、半世紀以上に亘り汚水処理施設の設計・施・維持管理等のパイオニアとして常に業界をリードしてきた萱場工業株式会社様が施工・管理している、宮城県美里町南郷第一地区農業集落排水処理施設の見学です。この施設は回分式活性汚泥処理方式を採用しており、処理対象人員2440人、処理能力659m³/日を誇る、自動制御された最先端の施設を見学する事が出来ました。質疑応答のあと、この施設を後にし、仙台市内で昼食後ひたちなか市に向かって帰路につきました。1.5日間という短い日程ではありましたが、会員相互の親睦をより一層深める事が出来、有意義な研修会にすることが出来ました。



主な支部活動

- | | | | |
|-------|--------|----------------------------|--------|
| 平成20年 | 6月26日 | 第34回通常総会 | 総会後懇親会 |
| | 11月18日 | 懇親ゴルフコンペ（水戸支部との合同開催） | |
| 平成21年 | 1月24日 | ひたちなか支部新年会 | |
| | 2月14日 | 浄化槽清掃に関する勉強会（浄化槽メーカーに講師依頼） | |

大宮支部

支部長 山田久明

大宮支部は、支部会員数25社にて活動しております。

4月28日に支部総会を開催して、20年度の事業計画を決定して、計画に沿った活動を実施してきました。今年度の研修は、栃木県的那須工場を視察しました。

多忙の中、14名の会員に参加頂き、親睦も含め有意義な研修となりました。



諸行事報告

月 日	行 事 内 容	月 日	行 事 内 容
20.4.28	大宮支部総会	11.28	大宮支部親睦ゴルフ大会
5.26	(社)茨城県水質保全協会総会	12.26	大宮支部理事会
7.16	(社)茨城県水質保全協会理事会	21.1.24	大宮支部新年会
7.23	(社)水質保全協会親睦ゴルフ大会	1.26	設備業6団体合同「新春の集い」
8.28	親睦ゴルフ(潮来支部合同)	1.26	(社)茨城県水質保全協会役員懇親会
9.10	視察研修(フジクリーン工業(株)那須工場)	3.24	大宮支部理事会
10.18	大宮支部理事会		

20年度新入会員紹介

協会会員

会員数487社

(平成21年3月31日現在)

支 部	会 社 名	業 種
水 戸	(株)エム・ビー・シー	保 守 点 検
大 子	(株)カンスイ	保 守 点 検
鉾 田	(有)ユートアメニティー	施 工・保 守 点 検
石 岡	(有)アサヒ設備	施 工
下 館	(株)前商	施 工・保 守 点 検
下 館	(有)柳田建設	施 工
県 西	(株)三幸	施 工

高度処理型(N除去型)登録浄化槽一覧表

39登録 18社 平成21.3.4現在

登録番号	社名	行事内容	登録年月日	登録更新日	登録有効期限
1	(株)ダイキアクシス	ダイキ小規模合併処理浄化槽RCH-5N,7N,10N型	H9.1.8	H11.12.14 H16.12.22	H22.1.7
2	ニッコー(株)	ニッコー小規模合併処理浄化槽DCH-5N,7N,10N型	H9.2.20	H11.12.14 H16.12.22	H22.2.19
3	(株)ハマネツ	ハマネツ小規模合併処理浄化槽KGX-5,7,10型	H9.9.16	H12.6.15 H17.8.26	H22.9.15
4	日本ゼオン(株)	ゼオン高性能小規模合併処理浄化槽GPN-5,7,10型	H9.9.16	H12.6.15 H17.8.26	H22.9.15
5	(株)クボタ	クボタ浄化槽RS-5P,7P,10P型	H9.12.18	H12.10.20 H17.8.26	H22.12.17
6	(株)西原ネオ	ネオ浄化そうMCB2-5,7,10型	H10.12.18	H13.10.17 H18.12.15	H23.12.17
7	山正産業(株)	ハイスタープラントβ-5,7,10型	H11.8.20	H14.7.10 H19.8.17	H24.8.19
8	(株)ダイキアクシス	ダイキ小規模合併処理浄化槽KRN-5,7,10型	H12.11.29	H15.10.23 H18.8.18	H21.11.28
9	ニッコー(株)	ニッコー高度処理浄化槽NX-5,6,7,8,10型	H13.4.20	H16.2.20	H21.4.19
10	アムズ(株)	アムズCXA-5,7,10型	H13.4.20	H16.2.20 H21.2.20	H26.4.19
11	(株)ハウステック	DBF1-5,7型	H13.4.20	H16.2.20	H21.4.19
12	フジクリーン工業(株)	フジクリーンCRN-5,6,7,8,10型	H13.12.17	H16.8.20	H21.12.16
13	(株)クボタ	クボタ浄化槽KN-5RT,7RT,10RT型	H15.2.7	H17.12.16	H23.2.6
14	大栄産業(株)	ダイエー浄化槽NA5,7,10型	H15.4.18	H18.2.10	H21.4.17
15	大栄産業(株)	ダイエー浄化槽FDN-5,7,10型	H15.10.23	H18.8.18	H23.10.22
16	(株)クボタ	クボタ浄化槽KY-5RC,7RC,10RC型	H16.6.18	H19.4.20	H24.6.17
17	大栄産業(株)	ダイエー浄化槽FCS5,7II,10型 FCS7型(2370100と統一)	H17.2.18	H20.2.15	H23.2.17
18	(株)アールエコ	アールエコ合併処理浄化槽BMZ-5,7,10型	H17.4.15	H20.2.15	H23.4.14
19	(株)ハウステック	KBR1-5,7,10型	H17.12.16	H20.10.24	H25.12.15
20	(株)ダイキアクシス	ダイキディスボーズ対応浄化槽DSJ-5,7,10型	H17.12.16	H20.10.24	H25.12.15
21	日本ゼオン(株)	ゼオン浄化槽 GPCN-5,7型/10型追加登録	H18.2.10/ H19.6.15	H20.12.19	H26.2.9
22	前澤化成工業(株)	マエザワ浄化槽 VRX-5,7型/10型追加登録	H18.2.10/ H19.6.15	H20.12.19	H26.2.9
23	フジクリーン工業(株)	フジクリーンCE-5,7,10型	H18.6.16		H21.6.15
24	積水ホームテクノ(株)	セキスイ小型合併処理浄化槽SGFII-5,7,10型	H18.6.16		H21.6.15
25	(株)ハウステック	DBR-5,7,10型	H18.8.18		H21.8.17
26	ニッコー(株)	ニッコー小規模浄化槽NBR-5,7,10型	H18.8.18		H21.8.17
27	(株)西原ネオ	ネオ浄化そうMCF-5,7II,10型	H19.2.16		H22.2.15
28	(株)ダイキアクシス	ダイキ浄化槽DCN-5,7,10型	H20.2.15		H23.2.14
29	(株)ハウステック	KGRN-5,7,10型	H20.4.18		H23.4.17
30	(株)クボタ	クボタ浄化槽KJ-5,7,10型	H20.8.22		H23.8.21
31	積水ホームテクノ(株)	セキスイ小型合併処理浄化槽SGCN-5,7,10型	H20.8.22		H23.8.21
32	日本ゼオン(株)	ゼオン浄化槽 GPH-5,7,10型	H20.8.22		H23.8.21
33	ニッコー(株)	ニッコー小規模浄化槽浄化王-5,7,10型	H20.10.24		H23.10.23
34	ニッコー(株)	ニッコー小規模浄化槽浄化王x-5,7,10型	H20.10.24		H23.10.23
35	東洋プラント(株)	東洋プラント小型合併処理浄化槽TPJ-5,7,10型	H20.10.24		H23.10.23
36	中衛工業(株)	CHUEI-OM-5,7,10型	H20.10.24		H23.10.23
37	(株)西原ネオ	ネオ浄化そうCMN-5,7,10型	H20.10.24		H23.10.23
38	(株)イビデン住設	イビ浄化槽IBG-J5,J7,J10型	H20.10.24		H23.10.23
39	藤吉工業(株)	フジヨシ浄化槽FKJ-5,7,10型	H20.12.19		H23.12.18

高度処理型(N・P除去型)登録浄化槽一覧表

5登録 5社 平成21.3.4現在

登録番号	社名	行事内容	登録年月日	登録更新日	登録有効期限
1	1950301	フジクリーン工業(株) フジクリーンCRX-5,6,7,8,10型	H13.12.17	H16.8.20	H21.12.16
2	2090101	三洋電機(株) 三洋電機SJS-5,6,7,8,10型	H15.8.22	H18.8.18	H23.8.21
3	2400000	日本ゼオン(株) ゼオン浄化槽GPX-5,7,10型	H19.12.14		H22.12.13
4	2410000	(株)ハマネツ ハマネツ浄化槽KGCR-5,7,10型	H19.12.14		H22.12.13
5	2420100	前澤化成工業(株) マエザワ浄化槽VRXP-5,7,10型	H19.12.14		H22.12.13

高度処理型(BOD高度除去型)登録浄化槽一覧表

2登録 2社 平成21.3.4現在

登録番号	社名	行事内容	登録年月日	登録更新日	登録有効期限
1	1640602	(株)クボタ クボタ浄化槽KM-5,7,10型	H11.8.20	H14.6.14 H19.6.15	H24.8.19
2	1740502	第一公害プラント(株) Abic浄化槽FM-5,7,10型	H12.6.15	H14.6.14 H20.4.18	H23.6.14

高度処理型(N除去型)登録浄化槽一覧表

1登録 1社 平成21.3.4現在

登録番号	社名	行事内容	登録年月日	登録更新日	登録有効期限
1	2390000	ニッコー(株) ニッコー小規模浄化槽MBN-5,7,10型	H19.6.15		H22.6.14

※注1 (株)日立ハウステックについては、変更の手続きが完了しているため、(株)ハウステックに名称を変更しておりますが実際の社名の変更は平成21年4月1日です

県からのお知らせ

平成21年4月1日から、各地方総合事務所環境保全課は新たな組織に変わりました。

これまで各地方総合事務所環境保全課が行っていた業務は、県民センター総室県央環境保全室及び各県民センター環境・保安課が行います。申請、届出等は、下記の管轄に従って行っていただくようお願い申し上げます。

〈旧〉 対象地区	〈新〉 名称等	管轄
県北地方総合事務所 環境保全課	県民センター総室 県央環境保全室 住所／水戸市笠原町978-6(県庁本庁舎1階) 電話／029-301-3047	水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、 小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、 東海村
	県北県民センター環境・保安課 住所／常陸太田市山下町4119(常陸太田合同庁舎1階) 電話／0294-80-3355	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、 常陸大宮市、大子町
鹿行地方総合事務所 環境保全課	鹿行県民センター環境・保安課 住所／鉾田市鉾田1367-3(鉾田合同庁舎2階) 電話／0291-33-6057	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、 鉾田市
県南地方総合事務所 環境保全課	県南県民センター環境・保安課 住所／土浦市真鍋5-17-26(土浦合同庁舎2階) 電話／029-822-8364	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、 牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、 かすみがうら市、つくばみらい市、 美浦村、阿見町、河内町、利根町
県西地方総合事務所 環境保全課	県西県民センター環境・保安課 住所／筑西市二木成615(筑西合同庁舎2階) 電話／0296-24-9134	古河市、結城市、下妻市、常総市、 筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、 五霞町、境町



神明宮の湧水 [水戸市]

神明宮は水災害の多い土地に、鎮守の神として江戸時代に建てられ地元の人々に宗敬されてきました。そんな神明宮から湧き出る水は、飲み水・野菜などを洗う水・衣類を洗う水などに、段を作るように整備され、人々の生活に密着した水場だったそうです。今では水道設備が整い、生活水としては使用していないそうです。しかし、湧き水は池の中に複数箇所から流れ出ていて、地元の人々の憩いの場を潤しています。

(文面はサクラサクラライフ 2006年8月号から引用)

浄化槽

一口メモ

DOとは？

DOとは、水中に溶けている酸素の量で数値が高いほど水質は良好です。溶解量を左右するのは水温、気圧、塩分で、汚れの程度によっても変化します。汚染度の高い水中では、消費される酸素の量が多いので溶存酸素量は少なくなります。きれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したり、藻類が著しく繁殖するときには炭酸同化作用が活発になって過飽和となります。溶存酸素が不足すると魚介類の生存を脅かすほか、水が嫌気性となって硫化水素やメタン等が発生し、悪臭の原因となります。

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸3-11-13
 茨城県知事指定浄化槽検査機関
社団法人 茨城県水質保全協会

- 総務部
TEL.029-227-4821 FAX.029-227-4822
 E-メール ● ishk@herb.ocn.ne.jp
- 検査部
TEL.029-227-4836 FAX.029-227-4592
 E-メール ● ishk@mx8.ttcn.ne.jp
- ホームページ
<http://www.e-mizu-ibaraki.com/>

協会の業務案内

総務部

- 浄化槽に係る広報及び啓発
- 浄化槽の機能保証事業
- 設置届出書、保守点検及び清掃カード等の図書類販売

検査部

- 浄化槽の法定検査
- 水質保全に関する教育指導
- 浄化槽の設計施工及び維持管理に関する指導
- 技術的相談業務
- 各種調査、試験

協会案内図

歩

徒歩
JR水戸駅北口
徒歩 15分～20分

バ

バス
JR水戸駅北口から
日赤入口下車
徒歩 5～6分